

退職後の健康保険加入について

協会けんぽ、健保組合等の被保険者期間が
2か月以上あり、資格喪失後20日以内の場合

左記以外の場合

	任意継続保険	国民健康保険	社会保険の扶養認定																																				
保 険 料	<p>おおむね退職時の健康保険料の2倍 ※ただし、上限額があります。</p> <p>●協会けんぽ(大阪府)の上限額 ※令和2年度 ・介護保険第2号被保険者に該当しない場合 月額30,660円 ・介護保険第2号被保険者に該当する場合 月額36,030円</p> <p>●組合健保は組合ごとに異なります。</p>	<p>年間保険料は医療分と後期高齢者支援金分と介護分(40歳から64歳の方のみ)について、それぞれ<表1>の所得割・均等割・平等割を求めて計算します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><表1></td> <td style="text-align: center;">所得割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">被保険者の前年中の算定所得金額に応じて計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">世帯の被保険者数に応じて計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平等割</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1世帯当たりの金額</td> </tr> </table> <p>※平成31年度の場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(医療分)</td> <td style="text-align: center;">(後期高齢者支援金分)</td> <td style="text-align: center;">(介護分)</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td style="text-align: center;">前年の基準総所得額 × (9.05%)</td> <td style="text-align: center;">(2.69%)</td> <td style="text-align: center;">(2.66%)</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td style="text-align: center;">被保険者数 × (32,015円)</td> <td style="text-align: center;">(9,358円)</td> <td style="text-align: center;">(19,729円)</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td style="text-align: center;">1世帯につき (賦課限度額) (610,000円)</td> <td style="text-align: center;">(9,875円)</td> <td style="text-align: center;">(160,000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月あたり66,666円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月あたり80,000円(介護分含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<表1>	所得割	被保険者の前年中の算定所得金額に応じて計算			均等割	世帯の被保険者数に応じて計算			平等割	1世帯当たりの金額			(医療分)	(後期高齢者支援金分)	(介護分)	所得割	前年の基準総所得額 × (9.05%)	(2.69%)	(2.66%)	均等割	被保険者数 × (32,015円)	(9,358円)	(19,729円)	平等割	1世帯につき (賦課限度額) (610,000円)	(9,875円)	(160,000円)		月あたり66,666円				月あたり80,000円(介護分含む)			なし
<表1>	所得割	被保険者の前年中の算定所得金額に応じて計算																																					
	均等割	世帯の被保険者数に応じて計算																																					
	平等割	1世帯当たりの金額																																					
	(医療分)	(後期高齢者支援金分)	(介護分)																																				
所得割	前年の基準総所得額 × (9.05%)	(2.69%)	(2.66%)																																				
均等割	被保険者数 × (32,015円)	(9,358円)	(19,729円)																																				
平等割	1世帯につき (賦課限度額) (610,000円)	(9,875円)	(160,000円)																																				
	月あたり66,666円																																						
	月あたり80,000円(介護分含む)																																						
加 入 手 続 き	<p>資格喪失日から20日以内に手続きしてください。</p> <p>●協会けんぽの場合 全国健康保険協会(各都道府県支部)</p> <p>●組合健保の場合 各健保組合</p>	<p>資格喪失日から14日以内に、お住まいの市町村で手続きしてください。</p> <p>●岸和田市の場合 市役所健康保険課またはサービスセンター <加入手続きに必要なもの> ・健康保険資格喪失証明書 ・届出人の本人確認書類 ・個人番号がわかるもの</p>	社会保険の被保険者の勤務先																																				
そ の 他	<p>自己負担割合は国民健康保険と同様 ※手続きの詳細については、各保険者にお問い合わせください。</p>	<p>自己負担割合 義務教育就学前 2割 義務教育就学後～70歳未満 3割 70歳以上75歳未満 2割 (※現役並みは所得者は3割)</p>	自己負担割合は国民健康保険と同様 ※加入には収入制限があります。 勤務先にお問い合わせください。																																				